

佐々町学習支援事業 実施計画書

1. 内 容

項 目	内 容
実施場所	佐々町福祉センター会議室（佐々町市場免 23 - 1） ※町への使用申請
実施日時	1. 通 常：毎週 金 曜日の午後 5 時 3 0 分～午後 7 時 3 0 分 2. 夏休み：毎週 火曜日・金曜日の午前 1 0 時～1 2 時 3. 学習時間の目安：参加する子どもの学年や能力、学習内容等に合わせて実施
1日あたりの実施定員	1. 小学生：10名 2. 中学生：5名 計 15名
対象者	該当世帯（子）からの申請にもとづき、長崎県（福祉事務所）が決定する。
事業内容	1. 学習支援 （1）基礎学力の向上 ①学校の宿題を中心に学習を行なう。 ②その日に学校で行なった学習内容の振り返りを行なう。（復習） ③翌日の学習に備えた準備（予習）を行なう。 ④定期試験等にに合わせて計画的に学習を行なう。（中学生） 2. 生活支援 （1）挨拶や学習の準備・後片付け等、基本的な生活習慣を身に付ける。 （2）年齢の違う子どもたちが、一緒に時間を過ごすことで、思いやりや助け合いの心を育む。 （3）社協主催の諸行事に参加することで、高齢者や地域の人々との交流を行なう。 3. 世帯の状況把握 （1）家庭訪問や保護者からの聞き取り等により、対象児童生徒及びその世帯の状況把握を行なう。 4. 相談支援 （1）自立相談支援機関として、対象世帯に対して総合的な相談支援を行なう。
学習支援員・担当職員	1. 学習支援員 1～2名程度/日（教諭OB、民生児童委員等） ※支援員には費用弁償を行なう。（定額） 2. 補助支援員 1名（大学生等：時給制） 3. 担当職員・事務員2名（社協職員）
教材等	教材は教科書・ドリル等の学校で使用している物を使用
周知方法	1. 福祉事務所のケースワーカーによる生活保護世帯への事業周知と参加の呼びかけを行う。 2. 佐々町（福祉課）、教育委員会、小中学校等の関係機関および関係団体への事業開始の周知を行う。 3. 関係機関・団体へ、各種（生活保護、準要保護、貸付など）の相談受付時に本事業の紹介を依頼する。 ※周知活動については、対象世帯（子ども）のプライバシーや個人情報に関して、十分に配慮して行う。